

関係各位

平素より当組合の運営に多大なるご理解とご協力をいただき誠にありがとうございます。
この度、当組合が運営しております特別養護老人ホームやすらぎ園において、下記内容の
ケアが「身体的虐待」にあたると認定されましたのでご報告申し上げます。

【内容】

令和7年8月16日（土）午前7時15分頃、居室内において、ベッドへの臥床の声掛け
に応じないご利用者様に対し、施設職員（38歳 男性）が不適切な介助で無理やり臥床さ
せるという事態が発生しました。和歌山県、関係市町に対し、不適切なケアとして通報を
行ったところ、身体的虐待における「本人の利益にならない強制による行為、代替方法を
検討せずに高齢者を乱暴に扱う行為」に該当すると認定されました。

その後、令和7年10月10日（金）と10月21日（火）に懲戒審査委員会を開催し、今
回の事態に関係する職員の処分が管理者に答申され、令和7年10月24日（金）に正式な
処分が下されました。

内容は次の通りです。

【懲戒処分となる職員】

①所属：施設（介護）

職名：介護福祉士

年齢：38歳

処分内容：停職6ヶ月

②所属：施設（介護）

職名：介護士長

年齢：47歳

処分内容：減給10分の1 1ヶ月

【懲戒処分とはならない処分を受けた職員】

③所属：事務局

職名：事務局長兼施設長

年齢：56歳

処分内容：訓告

④所属：事務局

職名：事務局次長兼施設次長

年齢：46歳

処分内容：訓告

今回、このような事態が発生し、ご利用者様をはじめ多くの関係者の皆様に多大なご迷
惑とご心配をお掛けしましたことを、心よりお詫び申し上げます。

今後はご利用者様の安心・安全な生活を最優先にサービスの提供に努め、信頼の回復に
努めてまいりますので、変わらぬご協力とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

令和7年10月28日

特別養護老人ホームやすらぎ園